

御殿場市第3子以降子育て応援手当

御殿場市では、第3子以降の子を持つ保護者に対し、子育て応援手当を支給します。

1 応援手当の額

支給対象児童1人につき10万円

2 申請手続きなど

- ① 申請期間 令和6年5月7日（火） ～ 令和7年3月31日（月）
- ② 提出書類等
 - ・ 御殿場市第3子以降子育て応援手当支給申請書（対象が見込まれる人に送付）
 - ・ 振込先金融機関の口座等がわかる通帳の写しやキャッシュカードの写し
 - ・ 認印
 - ・ 申請者の身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）
 - ・ 委任状（申請者と別世帯の人が窓口に来る場合）
- ③ 提出先 御殿場市役所 子育て支援課
〒412-8601 御殿場市萩原483番地

3 子育て応援手当を受給できる方（以下の①～③のすべてに該当する方）

- ① 令和6年4月1日時点で満3歳のお子さん（令和2年4月2日～令和3年4月1日までの間に生まれたお子さん）が、第3子以降である。
 - ※第1子、2子、3子…と出生順に数える際に、以下のお子さんは算定に含めません。
 - ・ 平成18年4月1日以前にお生まれのお子さん（高校卒業相当以上の年齢）。
 - ・ 監護や生計関係が認められないお子さん。
- ② 令和5年4月1日から、保護者及びお子さんが引き続き御殿場市に住所を有している（遠距離の学校への通学等のため保護者と別居しているお子さんを除く）。
 - ※令和5年4月1日以降に転入した方は、1年以上引き続き御殿場市に住所を有していれば支給対象となります。
 - （例）令和5年9月1日に転入した方は、令和6年9月1日以降期間内であれば申請することが可能です。
 - ※申請後、支給の決定を受ける前に市外に転出した場合は、受給することができません。
- ③ 世帯に市税の滞納者がいない。
 - ※完納後、期間内であれば支給対象とします。
 - ※市税は「固定資産税」「市県民税」「軽自動車税」「国民健康保険税」です。
 - ※審査の結果、市税の滞納が分かった場合は、受給することができません。納税状況が不明の方は税務課で確認することができます。滞納がないことをご確認の上で申請してください。
 - ※市税の滞納分を納税する場合は2月末までに納税してください。

【お問い合わせ先】

御殿場市健康福祉部子育て支援課

電 話：0550-82-4124

Q & A

	質 問	回 答
①	第3子が令和6年4月1日現在で3歳です。支給対象になりますか？	支給対象です。第3子以降のお子さんが令和6年4月1日現在で3歳であれば支給対象になります。
②	第3子が令和6年4月1日現在で4歳です。支給対象になりますか？	支給対象ではありません。令和2年4月1日以前に生まれたお子さんは対象外です。
③	第3子が、現在住民票を市外に移し、親戚と一緒に暮らしています。支給対象になりますか？	支給対象ではありません。令和6年4月1日から支給の決定を受ける日まで御殿場市民でなければなりません。
④	令和6年1月10日に御殿場市に転居してきたばかりです。支給対象になりますか？	支給対象です。ただし、御殿場市に来て1年以上たたないと申請できませんので、左記の場合は令和7年1月10日から申請期間内までの間に申請してください。
⑤	令和6年8月1日に御殿場市から他市に転出予定です。支給対象になりますか？	支給対象です。ただし、支給の決定を受ける日まで御殿場市民でなければならないため、令和6年5月7日から転出日までに支給決定を受けるよう、お早めに申請してください。
⑥	第1子が令和6年3月に高校を卒業し、大学生になる予定です。この子を含めて第3子とカウントして良いですか？	令和6年4月1日現在で高校卒業相当以上の子は第3子のカウントに含まれません。
⑦	第1子が16歳の高校生ですが、住民票を市外に移し寮生活をしています。第3子のカウントに含まれますか？	同一の保護者に現に監護されていれば、第3子のカウントに含まれます。その際は、子の戸籍謄本及び監護の事実を示す書類などの提出が必要となります。
⑧	所得の制限はないのでしょうか？	申請していただく保護者についての所得の制限はございません。
⑨	子育て応援手当は税申告の対象になりますか？	一時所得に当たるためこれだけでは申告対象になりませんが、他に合計50万円を超える一時所得（賞金や懸賞当選金、保険金の満期返戻金等）がある場合は対象となる場合がありますので、詳しくは確定申告の際に税務署までご相談ください。
⑩	応援手当はどのように受け取ることができますか？	申請後、内容を審査し、現金10万円を申請者の口座に振り込みます。お振込み時期等につきましては、決定通知書にてお知らせします。
⑪	郵送での申請はできますか？	申請できます。返信用封筒を同封してありますのでお使ください。令和6年5月7日～令和7年3月31日の期間内にお送りください（当日消印有効）。その際は提出物等の添付漏れにご注意ください。

※その他、ご不明な点がございましたらお問い合わせ先までご連絡ください。